

目 次

放課後子ども教室の実施形態について	1
1 一体型	1
2 連携型	2
3 単独型	10
4 分担型	11
指導者やボランティアの確保について	11
1 公立学校退職者の協力リスト	11
2 茨城県老人クラブ連合会への協力依頼	11
3 人材リストの活用	12
（1）生涯学習情報提供システムの講師情報	12
（2）おもしろ理科先生派遣事業	13
（3）県内にある体験活動ボランティア活動センター	13
（4）地域親人材バンク（社団法人青少年茨城県民会議）	14
（5）茨城県スポーツリーダーバンク	15
（6）茨城県環境学習人材情報提供サイト	15
（7）茨城元気シニアバンク	16
（8）日本レクリエーション協会	16
（9）全国 NPO 法人情報検索（内閣府国民生活局市民活動促進課）	17
（10）ハローワークの求人申込みの案内	17
（11）「放課後子どもプラン」ホームページ	18
（12）その他	18
人材確保の事例	19
子どもたちの安全を守るために	20
プログラム実施と留意事項について	21
子どもたちの活動場所の確保について	22
学校と連携を図るために	23
保護者負担金について	

放課後子ども教室の実施形態について

「放課後子ども教室」の実施形態には、「一体型」「連携型」「単独型」「分担型」などのパターンがあります。

1 一体型

「一体型」は、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を同じ学校（施設）内に開設し、一体的な活動を行う形態です。

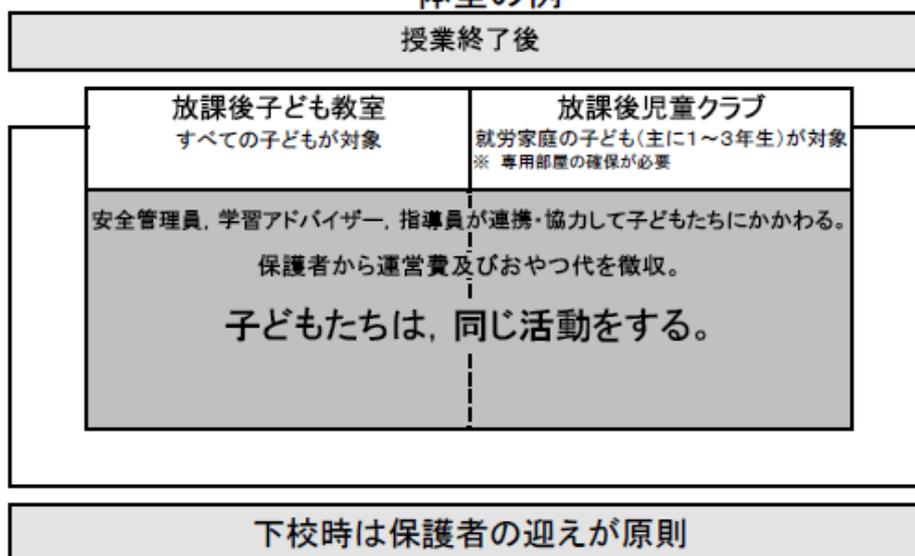
「放課後児童クラブ」は、就労などにより、昼間、保護者がいない家庭の、主に小学校3年生までの児童を受け入れ、児童クラブの対象とならない児童を「放課後子ども教室」で受け入れます。

それぞれの部屋は隣接し、子どもたちは、自由に交流します。活動時間、活動内容などが同じになります。放課後児童指導員と放課後子ども教室の安全管理員が、協力して子どもたちに接することになります。ただし、放課後児童クラブは専用室（スペース）を確保する必要があります。

一体的な活動をすることにより、「放課後児童クラブ」の大きな目的である「生活の場」を希望するすべての児童に提供するとともに、地域の大人たちの参画により、様々な体験活動の場を提供することができます。一般的に児童クラブは「生活の場」が活動の中心になりますが、一体的な活動を実施することにより、異なる学年の児童同士、地域の方々との「交流の場」にもなります。

児童が帰宅する時は、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」ともに、保護者の迎えが原則となっているようです。

一体型の例



事例：取手市（月～土，長期休業日，年間 288 日）

取手市では，平成 18 年度に，保護者の就労等にかかわらずすべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりを図る「いばらきっずクラブ推進事業」を 2 つの小学校で先行して実施していました。



19 年度は実施校数を増やしていき，20 年 4 月からは市内全校（18 校）で取り組んでいます。

取手市では，「子どもの居場所づくり事業」として希望するすべての児童（小 1～小 6）を対象に参加者を募集しています。ただし，補助事業であるため，保護者の就労等の状況により，「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の対象児童を区分しています。

活動は，主に宿題，屋内外での自由遊びが中心です。1 年生から 6 年生まで学年の幅があるので，活動によっては低学年と高学年に分けた活動を，安全管理員と児童指導員が協力して活動を見守っています。

平日は午後 7 時まで，土曜日も午前中に開所（午前 8 時～午後 0 時）し，夏季休業日などの長期休業日も開所（午前 8 時～午後 7 時）しています。

平成 20 年 5 月の全児童に占める居場所づくり入所者の状況を見ると，小学 1 年生では 35%，小学 2 年生では 39%，小学 3 年生では 32% に対し，6 年生まで対象児童の範囲を広げても，5 年生の参加率は 10%，6 年生では 2% となっており，高学年になるほど，参加率は低くなっていく傾向にあります。

児童の安全を考え，「子どもの居場所づくり事業」参加時の下校や，長期休業日の等の登下校は，保護者の送迎を原則としています。

保護者負担金（運営費）は一律に徴収しています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」9 ページ】

その他の事例：常陸大宮市 野口小学校（月～金）

2 連携型

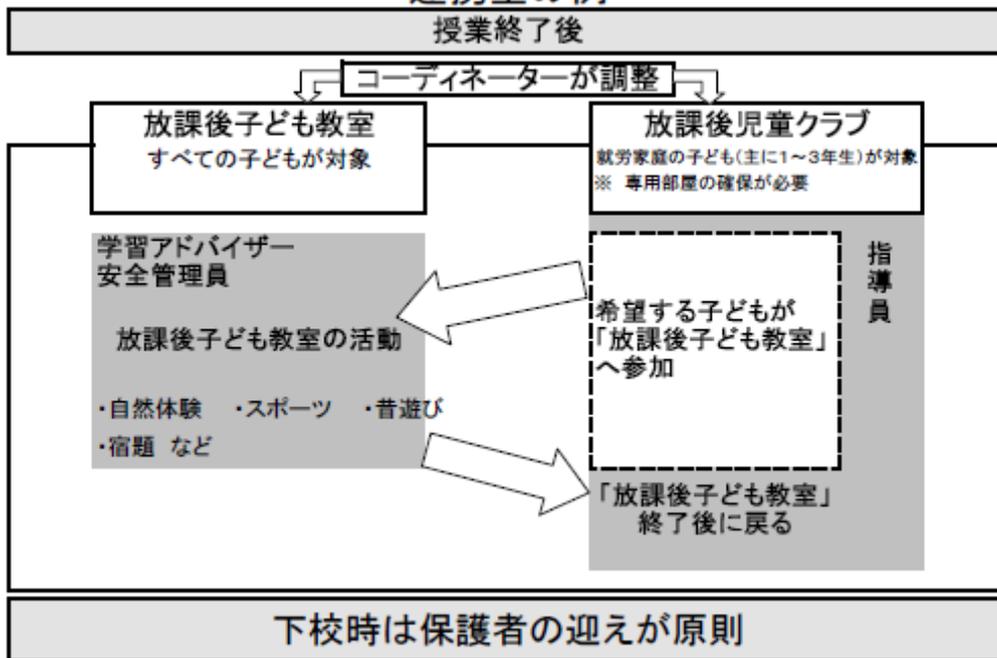
「連携型」は，「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を，同じ学校の敷地内又は隣接する建物（公民館，児童館等）にそれぞれ開設し，体験活動や交流活動などを連携して実施する形態です。

「放課後児童クラブ」に所属する子どもたちも，「放課後子ども教室」の活動への参加を希望する場合は，その時間に活動場所へ移動し，一緒に活動します。放課後児童指導員の一部は，「放課後児童クラブ」に残って宿題などに取り組む子どもたちを見守ります。

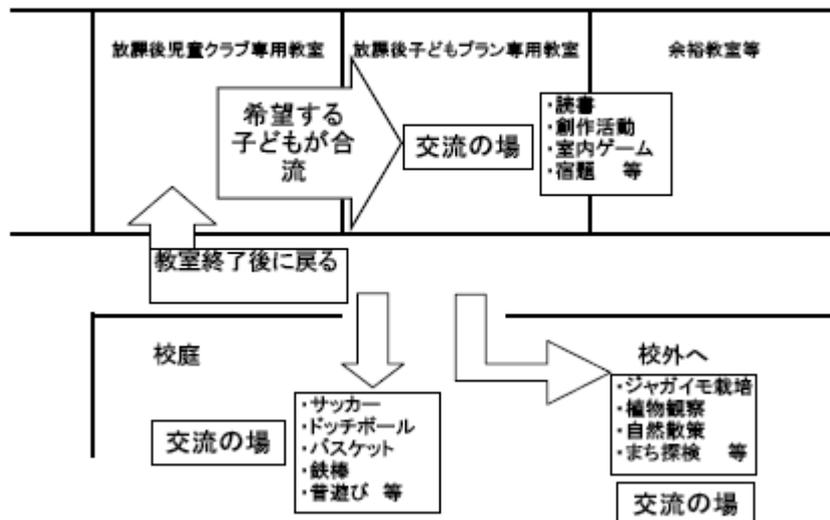
「放課後子ども教室」の活動終了後は、「放課後児童クラブ」の子どもたちは部屋に戻り、「放課後子ども教室」のみの参加となる児童は帰宅します。下校時は、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」とともに、保護者の迎えが原則となっているようです。

「一体型」と同様に、「放課後児童クラブ」は「生活の場」が活動の中心となりますが、児童クラブの参加児童にも、地域の大人たちの参画により、様々な体験活動の場を提供することができます。活動を連携することにより、異なる学年の児童同士、地域の方々との「交流の場」を提供することができます。

連携型の例



連携型の例



事例1：守谷市

(平日の放課後 月～金)

市内の全小学校9校で実施しています。

「放課後子ども教室」の開催時間は午後5時まで(放課後児童クラブは基本的には午後6時まで)となっています

活動内容としては、お手玉やメンコなど様々な昔遊びなどを行う遊びの場、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動を行う交流の場、スポーツや文化活動等の体験活動を行う体験の場、予習や復習、補習等の学習活動を行う学びの場を提供しています。

どの放課後子ども教室も、校内か運動場敷地内に放課後児童クラブがあり、体験活動などを連携して実施しています。

活動時間は、放課後子ども教室は授業終了後から午後5時までとなっており、おおむね午後4時頃になると希望する放課後児童クラブの児童(原則として教室の活動に参加する)が、放課後子ども教室に参加し、放課後子ども教室終了後、児童クラブに戻る時間割となっています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」19ページ】



事例2：筑西市立村田小学校(毎週2回,月・水曜日実施)

放課後子ども教室の活動日時は、月曜と水曜の週二回、午後5時半まで実施しています。

登録児童数は42人で、その時間帯には、放課後児童クラブに所属している子どもたちも一緒に、地域のボランティアの力を活用し、学校周辺の野原での自然観察会やものづくり、科学遊び、調理教室、折り紙、読み聞かせ、グランドゴルフなどの活動をしています。



学校や家庭だけでなく、地域の方々からもいろいろな知識を教えられる体験を通じて、子どもたちは地域住民の方に親しみを感じているようです。

「放課後児童クラブ」と連携することにより、子どもにとって安全で安心な、異年齢、異世代の交流の場を提供しています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」23ページ】

事例3：磯浜りんりんくらぶ（大洗町立磯浜小学校）（週1回、火曜日実施）



大洗町の磯浜小学校では、「磯浜りんりんくらぶ」として、毎週火曜日、午後6時まで、放課後子ども教室を開催しています。

放課後子ども教室を開催する日は、放課後児童クラブの児童も体験活動に参加し、児童クラブ指導員とともに活動しています

参加児童数は、放課後児童クラブから参加する児童約60名を含め

ると、140名を超えることから、絵手紙、手話教室、読み聞かせ、なわとび、ダンス、サッカー、ドッジボール、ニュースポーツなどのいくつもの活動を、同時進行で行っています。

絵手紙教室や手話教室などの場合は、町のボランティアとして登録している方々（7団体、9名）が、外部講師として参加しています。学習アドバイザー2人と「いっしょに遊び隊」の7人は、NPO団体やPTAの方々などが分担、毎回、宿題を見たり、一緒に運動をしたりしています。

安全管理員については、地域の高齢者の方々など5人が、校庭の4つのコーナーに立ち、子どもたちの活動を見守っています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」33ページ】

事例4：大谷子どもの遊び場（美浦村立大谷小学校）（月1回程度、平日）

放課後児童クラブは近隣の児童館に開設されており、子ども教室を開催する日は授業終了後、直接子ども教室の活動場所に向かいます。

参加者は100人を超えることから、ものづくりや昔遊び、紙芝居、ドッジボール等スポーツなど6種類ほどの活動を実施しています。



授業が終わった低学年の児童から随時、自分が好きな活動を選んで参加しています。その後高学年の児童も活動に参加します。学習アドバイザーから遊びを教わるばかりでなく、高学年が低学年の児童に遊び方を教える姿も見るすることができます。

地域の方々や異なる学年の児童との交流の場にもなっています。

原則として、参加者同士の集団下校となっており、その際は、地域全体児童安全パトロールに依頼したり、保護者迎いの協力依頼をしています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」37ページ】

事例5：きぬがわふれあいスクール（結城市立絹川小学校）（月2回、金曜日実施）



高校生ボランティアと楽しく活動

結城市の絹川小学校では、隔週の金曜日に放課後子ども教室を開催しています。

登録児童数は約50名で、児童クラブも一緒に活動しています。

活動内容としては、竹とんぼづくり、絵手紙、昔話、ミニ運動会、アイマスク体験などの活動を実施しています。

活動メニューの設定に当たっては、普段子どもたちが体験する機会が薄

い活動内容・地域の伝統文化や自然に触れる体験活動、季節感を感じる内容などを工夫しています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」3ページ】

東京都豊島区「子どもスキップ」

◆「子どもスキップ」とは

東京都豊島区が展開する「子どもスキップ」は、小学校施設を活用して、全児童を対象とする育成事業と放課後児童クラブを総合的に展開している。学校の教室、校庭、体育館などを活用し、小学生1年生から6年生までの児童を対象として、自主的な参加のもとに遊びをとおして、子どもたちが交流を広げる事業である。

「子どもスキップ」の中には、保護者の方が就労等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「放課後児童クラブ」もあり、この「放課後児童クラブ」登録児童とそれ以外の児童（一般児童）が交流することも目的のひとつになっている。

◆ 事業実施状況

○実施箇所数：10ヶ所（豊島区内の小学校は全体で23校） ※H18年4月現在

○施設内容：① 拠点となる部屋（教室等を活用）

・コアスペース・・・主に放課後児童クラブが使用する部屋

・セカンドスペース・・・全児童が共有して過ごす部屋

② 校庭・体育館・・・利用団体と調整して使用

③ その他・・・学校によっては図書室等を使用



○利用時間：月～金 放課後から校庭開放事業の終了時間まで
（放課後児童クラブは午後6時まで）

土 午前10時～午後5時
（放課後児童クラブは午前9時～午後5時）

長期休業日等 午前10時～校庭開放終了時間
（放課後児童クラブは 月～金 午前9時～午後6時
土 午前9時～午後5時）

※校庭開放事業終了時間は日没時間を目安に設定。
（概ね午後6時（夏季）～午後5時（冬季）頃）

○休館日：日曜日・祝日・年末年始



子どもスキップ 概要と背景

「子どもスキップ」の目標

- 1 すべての子どもたちが、自主的な活動を通して子ども相互の関係をひろげ、社会性を培い、豊かな放課後の時間を作る。
- 2 学校、地域との連携を図り、安全で安心な放課後の遊び場を確保し、健やかに成長していくことを支援していく。
- 3 「地域子ども懇談会」を組織し、地域で子どもを見守る拠点を築いていく。

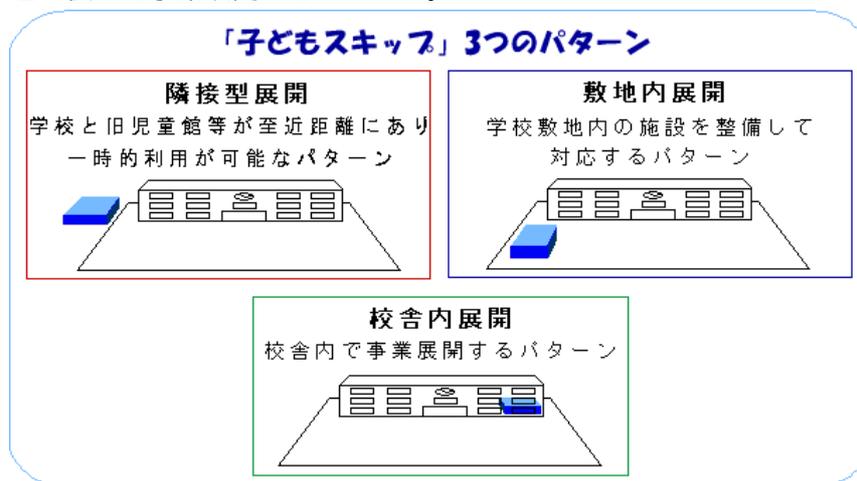
「子どもスキップ」の由来

スキップ (SKIP) = Space for Kid's Ideal Play (子どもの理想的な遊び場) という意味から名づけられました。

「子どもスキップ」の3つのパターン

子どもスキップは、主に3つのパターンで展開しています。

- 1 「校舎内型」学校内の教室と、校庭・体育館などを使って事業展開するパターン。
- 2 「敷地内型」学校敷地内にある施設と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン。
- 3 「隣接型」学校と至近距離にある公的施設（旧児童館など）と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン。



「施設内型」「隣接型」は学校や施設の状況等により上記にあてはまらない場合もあります。

「子どもスキップ」の実施の背景

1. 少子化と「豊島区子どもプラン 次世代育成支援行動計画」

少子化の進行により、全国の合計特殊出生率は、平成 15 年には 1.29 となり過去最低を更新しました。豊島区では 0.76 で全国値よりも低い状況になります。

少子化により、子どもの自主的な集団遊びの機会が減り、「人と関わる力」や「生きる力」の育ちを阻む要因にもなっています。さらに、児童虐待の急増、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく状況は深刻なものとなっています。

国は、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、社会全体で少子化の問題に取り組む体制を整えました。法律では、すべての自治体が次世代育成支援対策の実施に取り組む計画を策定することを規定しており、この法に基づいて策定されたのが「豊島区子どもプラン 次世代育成支援行動計画」です。

「子どもスキップ」は小学生の放課後対策として「豊島区子どもプラン 次世代育成支援行動計画」の事業施策の中に掲載されています。

2. 多様化する子どもの放課後

平成 15 年に実施したニーズ調査「豊島区子ども白書」によると、6 歳から 11 歳までの子どもの 88 パーセントは学習塾、習い事に通い、半数を超える子どもが複数の学習塾や習い事に通っています。

近年、少子化、核家族化が進み、近所に遊ぶ友だちが見つけにくくなっています。また、塾・習い事などで遊ぶ時間が減り、友だちとの交流する機会の減少がみられ、公園等の治安の悪化、少年犯罪の増加、凶悪化、児童虐待の急増、家庭や地域の教育力の低下など子どもを取り巻く状況は深刻になっています。

「子どもスキップ」は「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、さまざまな活動を通して、多くの子どもたちが友だちとかかわり、関係を広げる「子ども同士の遊びと交流の場」です。



「子どもスキップ」の中には学童クラブもあります。「学童クラブ登録児童」と学童クラブ登録児以外の「一般児童」が交流することも目的のひとつになっています。

3 単独型

「単独型」は、「放課後子ども教室」のみを小学校（公民館）内で実施する形態です。

事例としては、小学校内に「放課後児童クラブ」を設置していない場合、小学校区内に「放課後子どもクラブ」がなく、希望するすべての児童に「生活の場」「体験の場」を提供する場合、公民館の事業として実施する場合、などがあります。

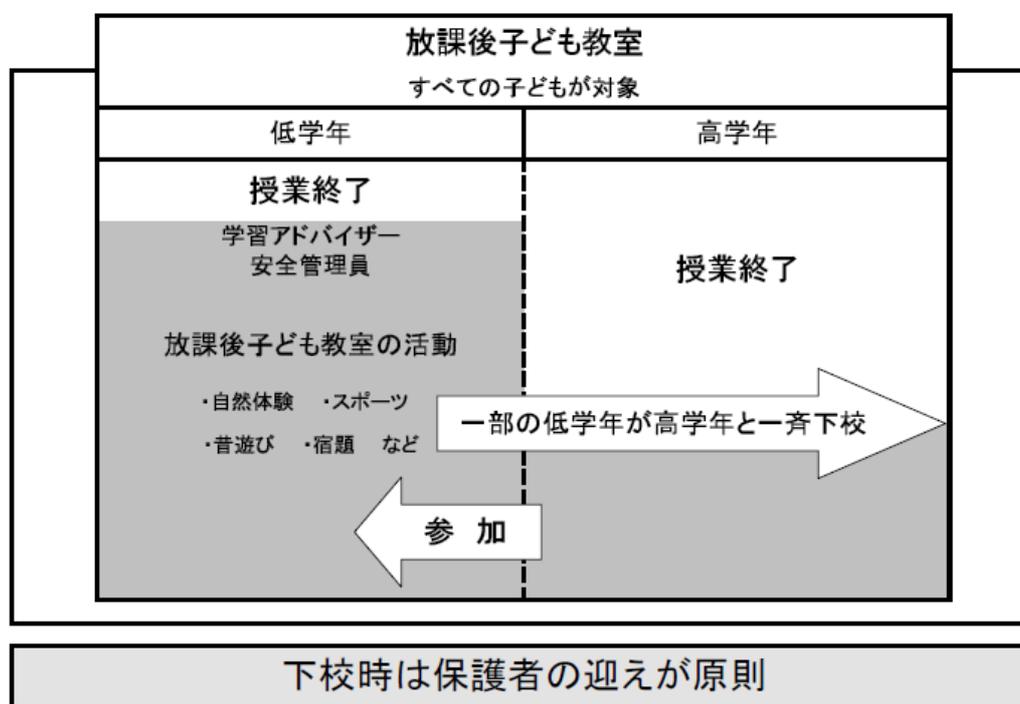
事例：わくわく教室（常陸大宮市立大賀小学校）（月～金）

大賀小学校では校内に放課後児童クラブを設置していません。

低学年の児童が、高学年の授業が終わるのを待ち、一緒に集団下校をするまで、待機スペースとして、放課後子ども教室の活動を行っています。また、その後も残っている高学年等の児童につきましては、保護者が迎えにくることになります。活動内容は、学習活動やものづくり、スポーツなどとなっています。

【参考 別添「実施市町村の主な事例」21ページ】

単独型の例



鹿嶋市 大同西子ども教室（鹿嶋市立大同西小学校）も同様の活動

【その他の参考事例 石岡市 吉生キッズクラブ

別添「実施市町村の主な事例」1ページ】

4 分担型

「分担型」は、平成18年度まで土曜日を中心に活動してきた「地域子ども教室」や「完全週5日制対応事業」などを、「放課後子ども教室」として実施し、平日に開設している「放課後児童クラブ」と、子どもたちの居場所づくりを分担する形態です。

指導者（安全管理員・学習アドバイザー等）やボランティアの確保について

1 公立学校退職者の協力者リスト

平成19年10月の時点で、平成20年度の「放課後子ども教室」の事業計画を調査した際に、44市町村のうち、34市町村の担当者の方が、指導者やボランティアを確保することの難しさを課題に挙げていました。

県では、体験活動等の講師を確保する観点から、平成20年度末退職者のうち公立学校退職者の協力者リストを市町村へ情報提供(平成20年4月23日付け生学第140号「生涯学習関係事業への協力者リストの情報提供について」)しました。

平成20年度は4月現在で、約100人の方から協力の申し出がありました。

平成18、19年度の協力者リストも茨城県教育庁生涯学習課（学習支援担当）にございますので、ぜひ、ご利用ください。

【資料請求 茨城県教育庁生涯学習課（学習支援担当）029(301)5322】

2 茨城県老人クラブ連合会への協力依頼

さらに県では、県老人クラブ連合会長に対して、会員約10万人の皆様に「放課後子ども教室」の推進への協力を依頼しました。

また、連合会会報誌「いきいきジャーナル茨城116号」(平成20年1月15日発行)で、各地域の老人クラブの会員の皆様に対して、「放課後子ども教室」の指導員やボランティアとして、子どもたちの活動をサポートしていただけるよう周知しました。子供たちの体験活動の講師等について、各地域の老人クラブにも相談してみてもどうでしょうか。

【問い合わせ先】 茨城県老人クラブ連合会事務局 029(243)0081

ホームページ <http://www9.ocn.ne.jp/iba-ro/>

県内市町村の老人クラブ連合会一覧が掲載されています。

その他にも、茨城県退職校長会、茨城県退職教頭会、茨城県教育友の会（茨城県の退職教職員の団体）へも協力を依頼（平成20年2月28日）しています。

3 人材リスト等の活用

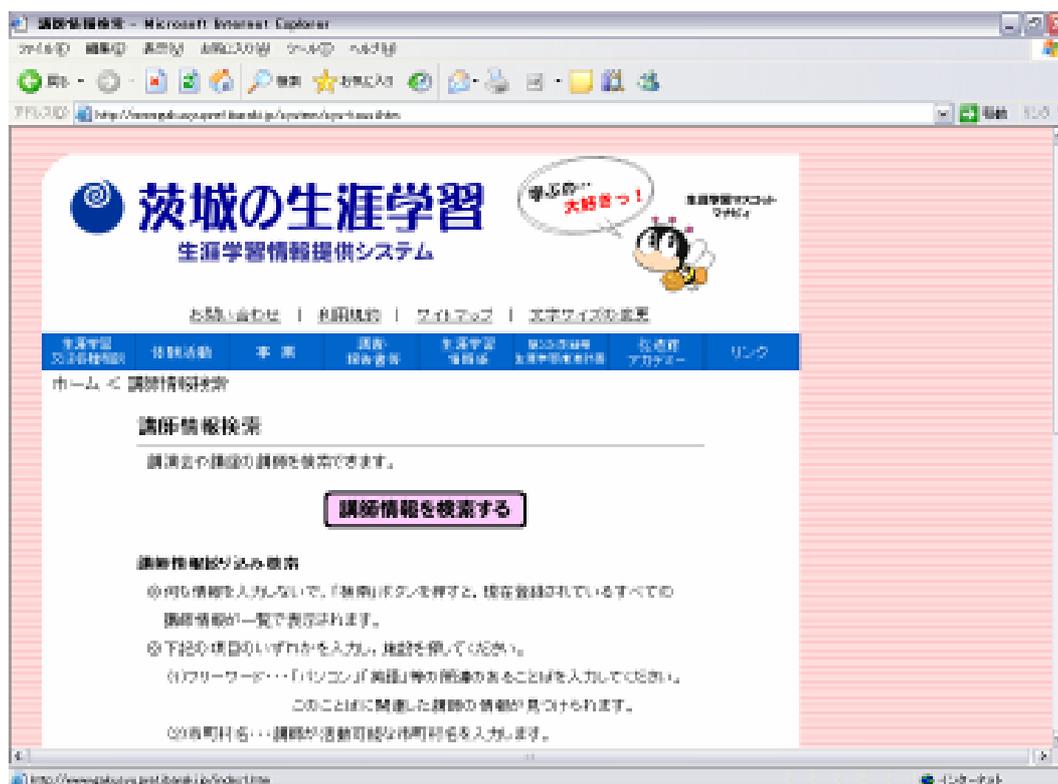
安全管理員や学習アドバイザー、講師等については、インターネット上の下記のリストを活用して、確保していくことも考えられます。

(1) 生涯学習情報提供システムの講師情報

（ホームページ）<http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/system/sys-kousi.htm>
茨城県教育委員会のHPからもご覧になれます。

「自然科学」「体育・スポーツ・レクリエーション」「いきいき自然アドバイザー」など講演会や講座のメニューにあった講師（団体・グループ）を検索できます。

また、各生涯学習センターでも相談に対応くれます。



(2) おもしろ理科先生派遣事業

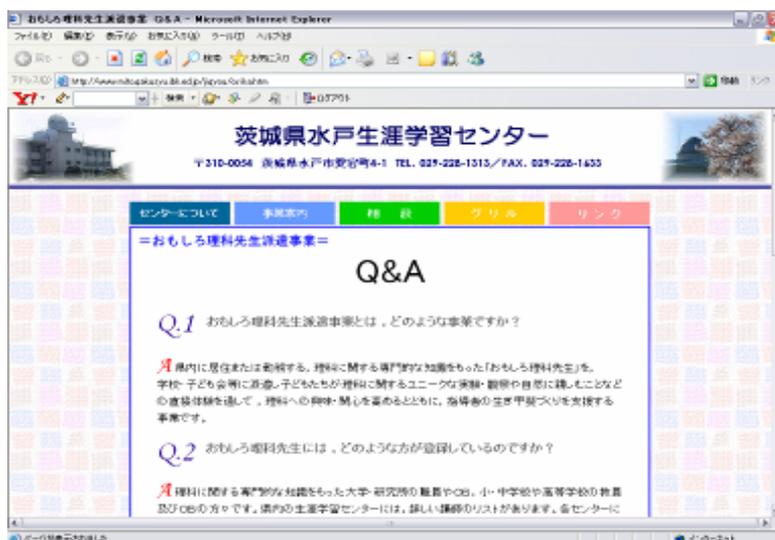
(ホームページ) <http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/jigyuu/omosriorika.htm>

「おもしろ理科先生」として登録されている、理科に関する専門的な知識をもった大学・研究所の職員やOB, 小・中学校や高等学校の教員及びOBの方々を派遣する事業です。

各県生涯学習センターのホームページでは、講座内容一覧表を見ることができます。

基本的に講師謝金は無料(講座によっては謝金, 材料費が必要な場合がある。)で, 交通費は要請者側の負担になります。

各センターには, 詳しい講師のリストがあり, 担当者がおりますので, お気軽にご相談ください。

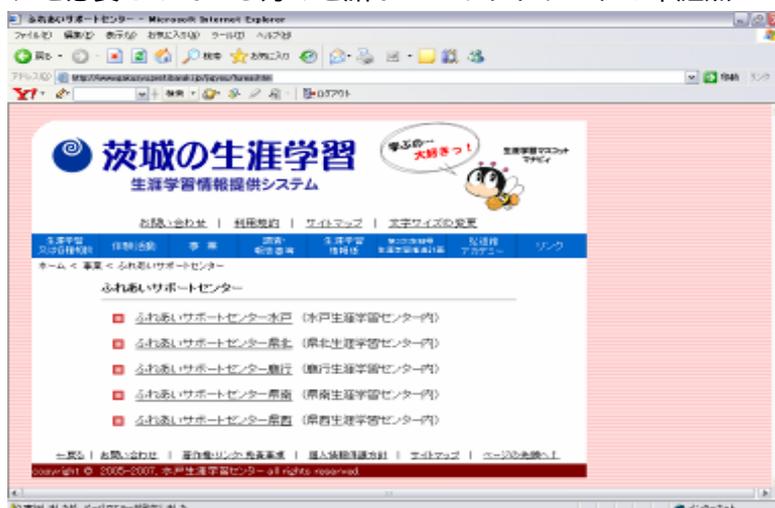


(3) 県内にある体験活動ボランティア活動支援センター

(ふれあいサポートセンター)

(ホームページ) <http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/jigyuu/fureai.htm>

ボランティアについての相談, 紹介, 情報提供および体験活動, ボランティア活動支援事業に取り組んでいます。つまり, サポートセンターではボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている方々を結ぶ ”ネットワークの中継点” です。



(4) 地域親人材バンク(社団法人青少年育成茨城県民会議)

(ホームページ) <http://www.ibaraki-ikusei.jp/07tiiki/meibo.html>

地域の大人たちが「自分の得意なことやできることをとおして地域の青少年と交流を図っていく」ことが求められています。

地域の行事, 研修会等で, 次の活動をしている人が「地域親」です。

(1)	スポーツ、芸術、手品、パソコンの操作等を通じた活動
(2)	読み聞かせや紙芝居を通じた活動
(3)	昔話や昔遊び、家庭での催事や郷土芸能、祭りを伝授する活動
(4)	自然や動植物とのふれあいを進める活動
(5)	あいさつ・声かけなどを通して青少年とふれあいを深める活動
(6)	竹細工、パルーンアート、折り紙、紙飛行機づくり等、創作を通じた活動

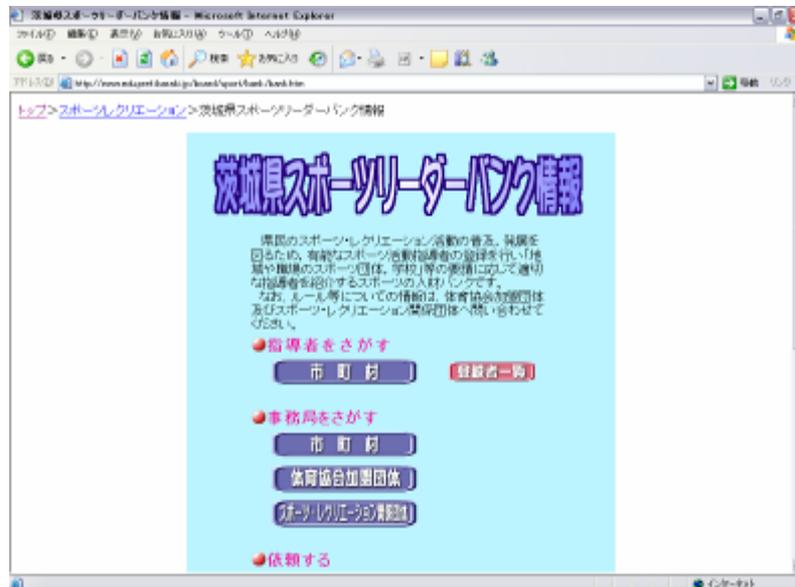
体験活動や創作活動等を行っている講師, 団体が検索できます。



(5) 茨城県スポーツリーダーバンク

(ホームページ) <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/sport/bank/bank.htm>

「地域や職場のスポーツ団体、学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介するスポーツの人材バンクです。



(6) 茨城県環境学習人材情報提供サイト

(ホームページ)

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/10edu/08bank/adviser/index.html>

環境のことについてもっと知りたい、環境学習会を行いたいなど、動機は何でも結構です。

子ども向けの分野として、昆虫、野鳥、水性生物などがあります。

テーマや講師などが決まったら、茨城県環境政策課内環境学習センターに相談して下さい。



(7) 茨城元気シニアバンク

(茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター, 茨城県保健福祉部長寿福祉課)

(ホームページ) <http://www.genki-senior.org/index.htm>

高齢者の皆さんが長年にわたり培った豊富な知識・経験・技能を, 地域のさまざまなニーズに積極的に活用し, 地域貢献を進めるとともに, 高齢者の皆さんの社会参加を通じた生きがいと健康づくりを促進するために設置されました。

登録されているシニアマスターの方々が, 希望すれば出前活動をしてくれます。

主な提供内容としては, 折り紙, おもちゃ作り, 昔遊びなど, 放課後子ども教室で利用できるものがたくさんあります。ぜひ, ご活用ください。



(8) 日本レクリエーション協会

(ホームページ) <http://www.recreation.or.jp/>

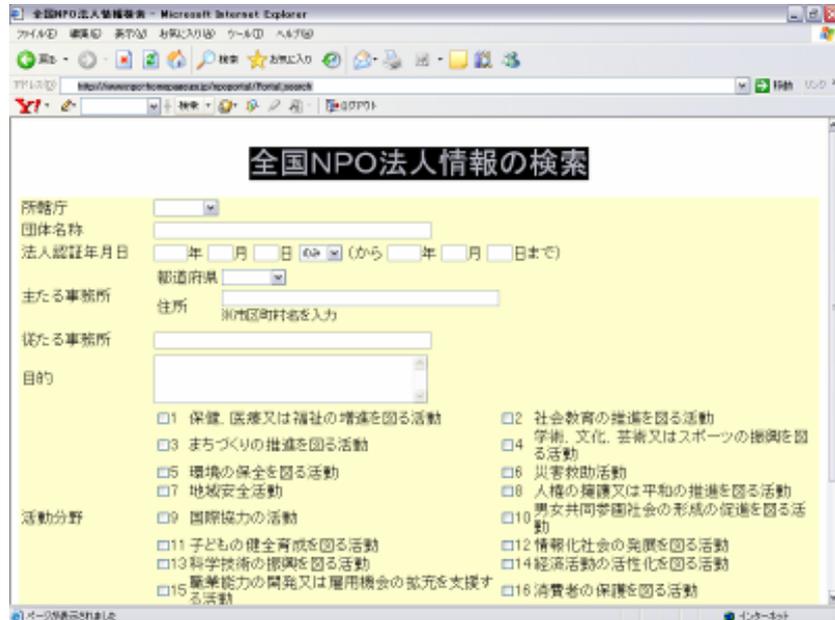
全都道府県に, レクリエーション協会を組織し, 10万人を超える指導者が所属しています。「放課後子ども教室」運営に関わる相談にも対応していますので, お気軽にご相談ください。



(9) 全国 NPO 法人情報検索 (内閣府国民生活局市民活動促進課)

(ホームページ) http://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/Portal_search

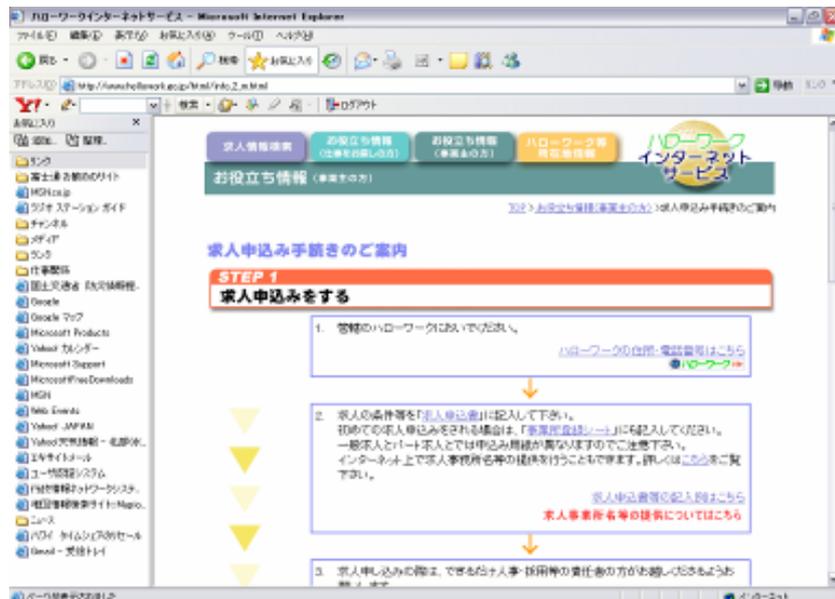
様々な活動をしている NPO 法人を目的別で簡単に検索できます。



(10) ハローワークの求人申込の案内

(ホームページ) http://www.hellowork.go.jp/html/info_2_m.html

学習アドバイザー、安全管理員等の求人申し込みが簡単にできます。



(11) 「放課後子どもプラン」ホームページ

(ホームページ) <http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html>

文部科学省の放課後子どもプラン推進教室が作成したホームページです。

「放課後子どもプラン」に関する「全国の事例紹介」「関連資料・通知」「制度の説明」などが掲載されています。放課後子ども教室の活動に協力している民間教育団体の紹介もしています。

「放課後子ども教室推進事業」のページにある民間教育団体広報資料をクリックするとダウンロードできます。また、平成18年度に「地域子ども教室推進事業」を受託して事業を実施した団体等の活動内容について紹介されており、県内でも、「(財)日本ゲートボール連合」の活動が紹介されています。



(12) その他

どのような方がコーディネーターになっているか

- ・元教員
- ・生涯学習指導員
- ・元民生委員
- ・社会教育指導員
- ・スポーツクラブ職員
- ・PTA 役員 等

コーディネーターは何をするの？

各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の方々、保護者等との連絡調整や放課後子どもプランの企画等を行います。

どのような方が学習アドバイザーになっているか

- ・元教員
- ・地域住民
- ・老人会の方
- ・保護者
- ・地域ボランティア
- ・大学生 等

学習アドバイザーは何をするの？

学ぶ意欲のある子どもたちに対して、宿題を見てあげたり、活動を見守ったりします。

どのような方が安全管理員になっているか

- ・地域住民
- ・保護者 ・主婦
- ・地域ボランティア等

安全管理員は何をするの？

子どもたちが安全に活動できるように見守ります。

人材確保の事例

- ・大洗町立磯浜小学校：町のボランティア活動支援センター登録者に依頼
- ・結城市立絹川小学校：地元の高校生ボランティアと連携
- ・守谷市：公民館等で活動しているサークルや教室・講座の参加者（特に団塊の世代向け）にチラシ等を配布
- ・筑西市：「地域子ども教室推進事業」にスタッフとして関わりを持っていた方が
継続



子どもたちの安全を守るために

1 下校時の対策

子どもたちが下校する時には、「放課後児童クラブ」では、保護者の迎えを原則としています。

「放課後子ども教室」につきましても、子どもたちの帰宅時の安全対策として、できる限り保護者の迎えを依頼するようしたり、警察や、地域の関係団体である防犯ボランティア団体、PTA、自治会などの協力を得ながらの集団下校・一斉下校を実施したりするなどして、地域の実情を踏まえて、地域の方々と連携して子どもの安全確保に努める必要があります。

2 安全管理マニュアル

県では、「放課後子ども教室」の安全管理に関する対応方法についての資料としてまとめた冊子「放課後子ども教室推進事業安全管理マニュアル」を作成し、平成19年7月20日に全市町村に配布しました。

各学校の学校安全管理マニュアル等も参考にしながら、各教室の実情に応じたものを作成し、子どもたちの安全確保に努めてください。

3 警察への協力依頼

県教育委員会と保健福祉部が共同で、平成19年10月23日に、県警察本部長に対して安全対策への協力を依頼し、これを受けて、県警察本部から各警察署に対して、「放課後子どもプラン」への協力について周知しました。

子どもたちの安全確保のため、各警察署や派出所等と日頃から情報交換等を心がけましょう。



4 避難訓練の実施

学校では、学期に1度は避難訓練を実施しています。火災、地震、不審者の侵入など、不足の事態が発生した場合に、速やかに子どもたちの安全を確保し避難するためには、日頃からの訓練が重要となります。「放課後子ども教室」においても、必ず行いましょう。

その際は、いくつかの避難経路を作成し、避難訓練を行いましょう。避難経路作成の際には、警察署、消防署、学校などに相談してみましょう。

プログラム実施と留意事項について

1 プログラムを作成する

放課後子ども教室のねらいの共通理解を図る
子どもたちの安全を第一に考える
どのような活動をさせるかを定める
天候などによって変更する場合のプログラムも準備する

2 登録者，参加者の募集をする

わかりやすい広報活動をする
ポスターやチラシを担当の先生から配布してもらう
回覧板などで地域の住民に呼びかける

3 必ず傷害保険に加入する（参加者，スタッフ等）

4 開催に当たっての準備をする

参加者名簿，緊急連絡先名簿等の作成
わかりやすい名札の作成
見ればすぐにわかるスタッフ用の名札の作成
必要な用具（救急箱等）の準備
万が一に備えて，防犯グッズ（ホイッスル，防犯ベル）の準備
アンケート用紙の作成

5 プログラムの実施

スタッフの事前打ち合わせをする
活動場所の安全点検をする
子どもたちを受け入れる
子どもたちへの指導，見守り，対応をする
活動を記録（写真等）する
スタッフの反省会等を行う

子どもたちの活動場所の確保について

1 活動できる場所なら，どこでも

活動する場所は，市町村によってさまざまですが，主に小学校の余裕教室，特別教室や体育館，校庭などとなります。また，小学校近隣の公民館などの，人が集まりやすく安心して活動できる場所を活用する場合があります。

2 専用ではなく，さまざまな場所で

受け入れる児童のための専用スペースが必要となる「放課後児童クラブ」と違って，「放課後子ども教室」の場合，専用の部屋を確保する必要はありません。既存の図書室や生活科室などの特別教室を兼用したり，校庭や体育館などを活用したりすることで，活動場所を確保してください。

3 主な活動場所

学校の会議室，児童会室，多目的室，校庭，体育館，図書室，オープンスペース，公民館，多目的室など

先進地の事例

常陸大宮市：校庭や体育館が中心

守谷市：ひとつの場所に固定せずに，オープンスペースや特別教室，会議室，運動場を活動内容にあわせて利用



学校と連携を図るために

「茨城県放課後子ども教室推進事業等実施要綱」の4運営（2）運営委員会の設置では、運営委員の選定にあたって、学校関係者を適宜選考することとあります。

これは、「放課後子ども教室」の主な活動場所が学校となるためであり、運営にあたり学校の実情を十分に把握するとともに、学校側にも「放課後子ども教室推進事業」への理解をしていただく必要があるからです。

- (1) 施設等の管理をきちんと行いましょう。
 - ・ 鍵の開閉や戸締りなど
 - ・ 備品の管理など
- (2) 日頃の情報交換を忘れずに行いましょう。
 - ・ 「放課後子ども教室」の開始、終了の連絡報告をする。
 - ・ 子どもたちの健康状態については、保護者からの連絡だけでなく学校の様子が聞ける場合には確認する。
 - ・ 学校行事等の情報をきちんと確認する。
 - ・ 「放課後子ども教室」における子どもたちの様子で、学校に伝えておきたいことがある場合には、可能な限り報告する。
- (3) 学校のきまりは、「放課後子ども教室」でも守らせましょう。
 - ・ 学校ではいけないことは、放課後子ども教室でも同様ですので、きちんときまりは守らせましょう。
- (4) 先生方から得た個人情報などは、他の人には決してもらさないようにしてください（守秘義務）。

事例1 取手市

- ・ クラブ内での問題等については、指導員間で協議をして解決に当たっていますが、内容によっては、教育委員会を交えて対応をしています。ただし、児童クラブとの一体的運営のため、学校長にクラブ所長を依頼していることもあり内容により報告をしています。
- ・ 学校施設の利用については、利用時間をきちんと守るようにしています。午後5時（冬時間のときは午後4時30分）以降の下校の際は、保護者の迎えを義務付けています。
- ・ 保護者との連絡については、学校で使用しているものとは別の連絡帳及び電話を用意しています。

事例2 筑西市

- ・ 小学校2校において「放課後子ども教室」をそれぞれ週2日（月・水曜日）と週5日（月～金曜日）実施しています。その際最も重要なことは、参加を希望した児童が、実際に現場にきているかを確認することです。
- ・ 児童の出欠については、月間計画表により、保護者に月単位での出欠報告を事前にもらうとともに、「放課後子ども教室カード」により毎回の出欠報告もお願いしています。
- ・ 児童が朝持参したカードを各クラスに備え付けてある専用のかごの中に入れ、それをクラス担任が現場に届けてくれるか、安全管理員がクラスに受け取りに行くということで対応していますが、出席の報告をしても急遽欠席することもあるので、クラス担任との普段からの連携、情報交換が大切になっています。
- ・ 先生の負担にならないようにということも考えますが、児童の安全・安心の観点からいえば、協力・連携の体制をとることは、最低限必要なことだと思われます。
- ・ 学校施設の開閉については、「放課後子ども教室」を運営している時間帯には先生方がおられるので、学校側でほとんど対応していますが、学校側で対応できない場合には、指導員がマスターキーで開閉することになっています。

事例3 守谷市

- ・ 市の実行委員会、各校の運営委員会、保護者説明会等で、当事業が学校主体ではなく、教育委員会生涯学習課が主体となることを確認しながら事業を進めています。
- ・ 市雇用のマネージャー（国ではコーディネーター的な者）を各校に1人午後から常勤させ、運営、人的管理、事務処理等を行っています。また、マネージャーとともに子どもの安全を見守る指導員を、各校数名雇用しています。
- ・ 放課後子ども教室の欠席等の連絡は、児童クラブ施設に設置してある電話に、保護者が連絡を入れることにしています。
- ・ マネージャー及び指導員に対し、教育委員会が事件事故に対する緊急対応マニュアルを配布するとともに、救急箱の常備、心肺蘇生を含む応急手当の研修等を行い、できるだけ学校の養護教諭に頼らないようにしています。

事例4 結城市

- ・ 事務連絡（活動の出欠報告、活動案内等）、問い合わせ等は、学校を経由しないで、直接、保護者と生涯学習課（放課後子ども教室事務局）で行っています。

保護者負担金について

「放課後児童クラブ」と連携する際に課題となる点として、保護者負担金の問題が考えられます。

「放課後児童クラブ」の利用料金につきましては、サービスに要する費用の一部を保護者から徴収することを原則（無料の児童クラブもあります）としていることから、原則無料である「放課後子ども教室」との連携が難しいとの意見が、市町村担当者の方からよく聞かれます。

「放課後児童クラブ」は、家庭の代わりに生活の場を提供したうえで、専任の指導員が個々の子どもたちの安全確認や保護者との連絡調整などを行い、きめ細やかなサービス提供を行うものであり、保護者はそのサービスの対価として、各市町村で定められた額を負担していただいています。

一方、「放課後子ども教室」は、地域の方々に参画していただき、子どもたちにさまざまな体験活動の機会を提供して、心豊かで健やかにはぐくまれる居場所づくりを進めるものであり、子どもたち、そして、保護者の自由意志に基づいて参加してもらう社会教育事業であります。そのため、事業の性格上、一律に、そのサービスの対価としての保護者負担金を求めることは、なじまないものと考えています。

したがって、「放課後子ども教室」を「放課後児童クラブ」と、一体的あるいは連携して行う際には、特に負担金を徴収する「放課後児童クラブ」の対象となる児童の保護者に対しては、その趣旨を十分に説明し、理解を得る必要があります。

また、「放課後児童クラブ」と活動内容や活動時間を同様に実施している場合もありますので、県といたしましては、「原則無料」の考え方を示しつつ、最終的には市町村の判断としております。

なお、「放課後子ども教室」を開設している市町村のうち、19年度に月額で参加料を徴収している市町村もございますし、子どもたちの傷害保険料、実費相当の材料費代、おやつ代等は、保護者負担金として徴収しても差し支えないものとなっておりますので、ほとんどの市町村で徴収しているのが実情です。